

概要版

第2次 新座市子ども・子育て支援 事業計画

令和2年度～令和6年度



1 計画策定の背景と趣旨

少子・高齢化の進展、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育ちを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

「新座市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和元年度末で満了することから、安心して子どもを産み、育てることができる環境作り、また、子どもたちが健やかに成長できる環境作りを更に進めていくため、「第2次新座市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していきます。

2 計画の位置付け

市のまちづくりの基本となる「新座市総合計画」を上位計画として、「新座市地域福祉計画」などの関連計画と整合性を持たせた、市の子ども・子育てに係る総合計画です。

3 計画の期間と対象

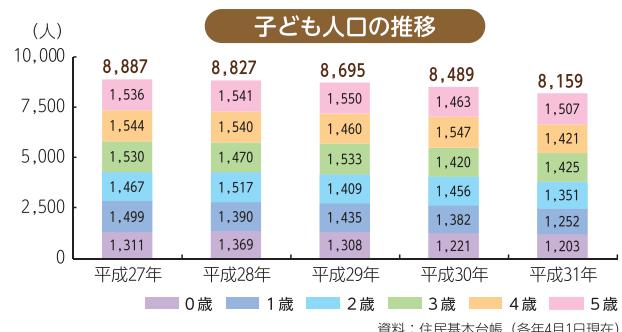
本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とし、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、必要に応じて本計画の見直しを行います。

また、本計画の対象は、本市に居住する全ての子ども（18歳未満の児童）及びその保護者、出産予定のある市民、地域における子育て支援活動を行う市民とします。

4 新座市の子どもの状況

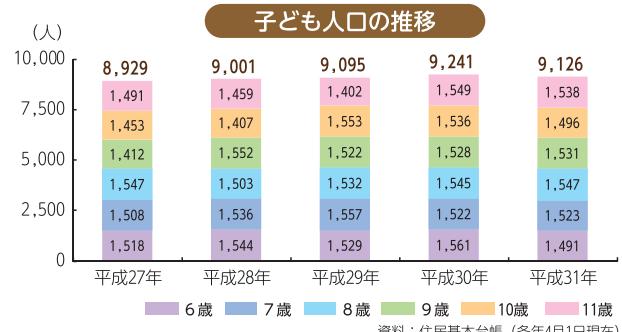
① 年齢別就学前児童数の推移

0歳から5歳までの子どもの人口は平成25年の8,993人をピークに減少しています。



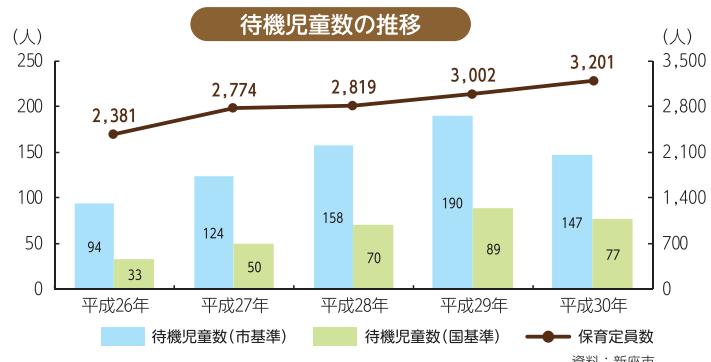
② 年齢別就学児童数の推移

6歳から11歳の子どもの人口は増加傾向にあります。



③ 待機児童数の推移

待機児童数は、平成29年までは年々増加傾向にありましたが、平成30年に減少に転じました。

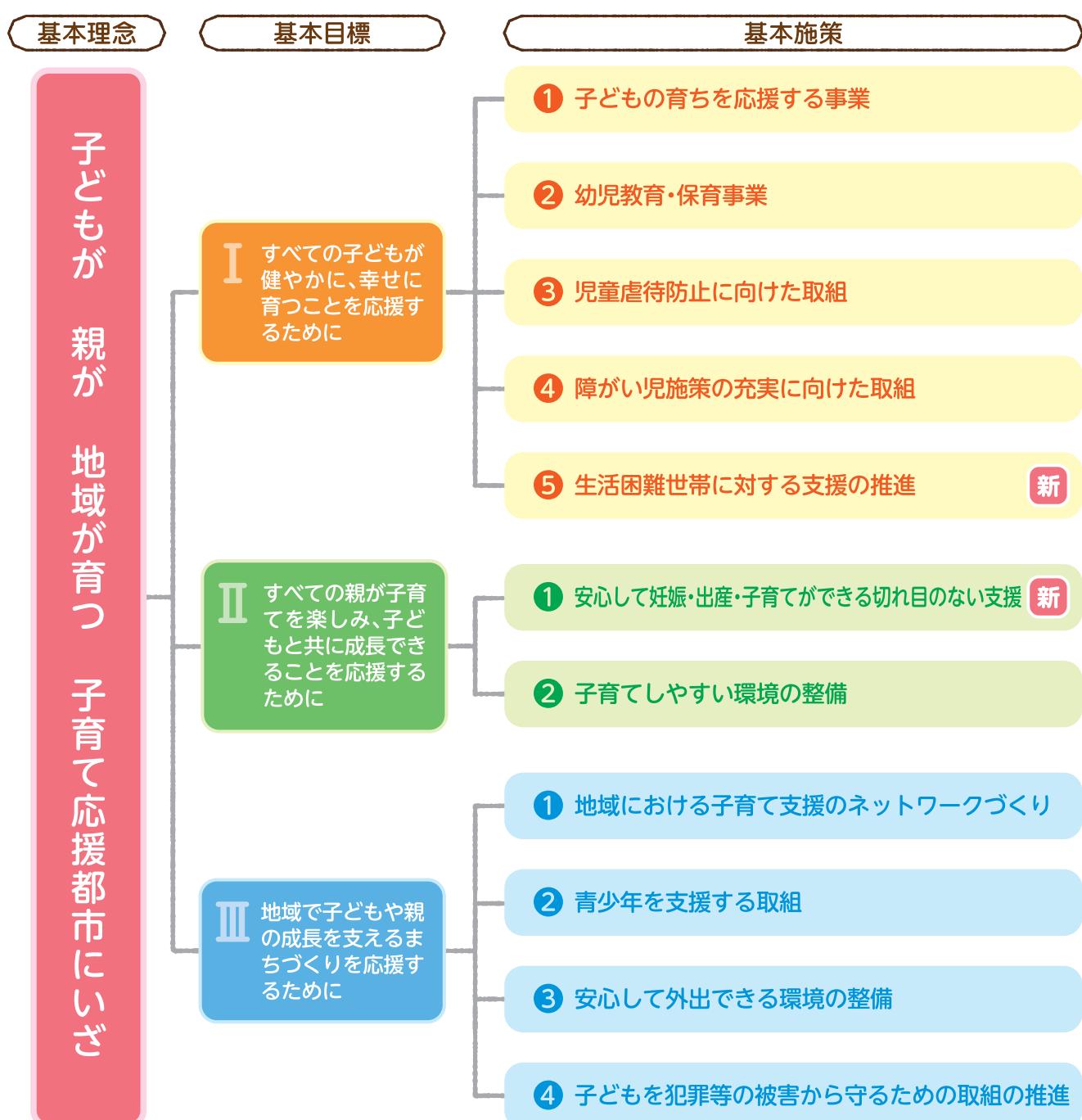


5 計画の基本理念

これまで市が掲げてきた基本理念「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ」を引き続き継承し、この理念を具現化するために各施策を実施していきます。

「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ」

6 施策の体系



新 …… 第2次計画から新たに位置付けた基本施策

7 施策の展開

基本目標 I すべての子どもが健やかに、幸せに育つことを応援するために

基本施策 1 子どもの育ちを応援する事業

子どもたちが健やかに育つことができるよう医療・保健面の取組の充実を図るとともに、自ら考え、判断し、表現するための力を付けることができる取組を進めます。

また、多様な子どもたちが等しく健やかに育つことができるよう、豊かな感性や知的好奇心を育むための取組、配慮が必要な子どもたちの育ち・学びの支援の取組などを推進します。

さらに、子育て関連講座や食育に関する取組を実施することなどにより、各家庭における子育てを支援します。

基本施策 2 幼児教育・保育事業

本市に生まれ育つ全ての子どもが必要な教育・保育を受けることができるよう、また、親が安心して子どもを預け、仕事と子育ての両立が図れるよう、様々な子育て支援サービスの量及び質の向上を図ります。

また、待機児童の解消に向け、施設整備に取り組むとともに、家庭保育室から小規模保育事業所への移行支援や、幼稚園における長時間預かりを促進します。

さらに、産休明け保育や休日保育等の保護者のニーズに応じた多様な教育・保育サービスの確保を目指します。

基本施策 3 児童虐待防止に向けた取組

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、こころの発達や人格の形成に深刻な影響を与える重大な人権侵害です。「児童の権利に関する条約」においても、子どもたちは暴力や有害な労働から「守られる権利」、「生きる権利」などが位置付けられています。地域や関係機関等の連携を強化し、子どもへの虐待を未然に防止するとともに、虐待事案の早期発見・早期対応に取り組みます。

基本施策 4 障がい児施策の充実に向けた取組

障がいがあってもなくても、地域で子どもが安心して共に育ち、暮らせるように、家庭の状況に応じたサービスの充実を図り、子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう支援を行います。

障がいのある子どもたちへの教育・保育事業の体制を充実させるとともに、適切な支援につなげられるよう関係機関の連携や相談機能の強化を図ります。

基本施策 5 生活困難世帯に対する支援の推進 新

日本の子どもの7人に1人、ひとり親家庭では2人に1人が相対的な貧困状態にある現在、子どもの貧困が社会的な問題となっています。子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、また、世代を超えた貧困の連鎖を防ぐ取組を進めます。

生活困難世帯が多いひとり親世帯への支援を充実させるとともに、学習支援や進路相談にも取り組みます。



基本目標Ⅱ すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために

基本施策 1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援 新

妊娠から出産、子育て期まで、切れ目のない支援による安心できる子育て環境の実現に取り組みます。

保健師・助産師等の専門職が、妊娠、出産、産後などの様々なタイミングで妊産婦からの相談に応じるとともに、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする方への情報提供等を行います。

基本施策 2 子育てしやすい環境の整備

男女が協力して子育てする社会意識を醸成するため、また、母親のみに子育ての負担が偏らないよう、男女共同参画意識の啓発に取り組むとともに、男性の育児休業の取得推進に取り組みます。

また、子ども連れが外出しやすいように、公共施設への授乳及びおむつ替えスペースやキッズコーナーを設置するとともに、市が主催する講座等では預かり保育を実施します。

基本目標Ⅲ 地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために

基本施策 1 地域における子育て支援のネットワークづくり

安心して子育てをするためには、地域が日常的に子どもや親と接し、防犯や見守り、相談や子どもの健全育成に関わるなど、重要な役割を担う必要があります。

地域における身近な交流の場の確保や、地域の市民団体や関係機関との連携強化を図り、子育ての応援ができるあたたかい地域社会を築きます。

基本施策 2 青少年を支援する取組

学童期や思春期に悩む本人やその家族に対し、それぞれの状況に応じた支援を行います。

学校においては、職場体験等を実施することにより、一人ひとりのキャリア発達を支援します。また、いじめ等の問題に適切に対応し、青少年の健全な成長を支援します。

基本施策 3 安心して外出できる環境の整備

子どもや乳幼児を連れた保護者が安心して外出できるよう、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの考えを取り入れた施設や道路の整備を進めます。

また、交通事故防止、交通安全推進の取組を進めることで、子どもたちが安心して外出できる環境を整備します。

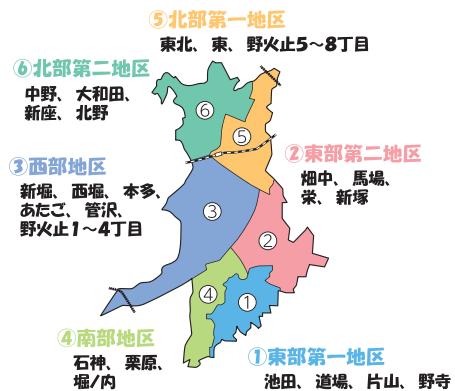
基本施策 4 子どもを犯罪等の被害から守るためにの取組の推進

子どもたちが犯罪等に巻き込まれず安心して地域で生活していくことができるよう、地域における防犯力の強化を図ります。

また、子どもたちが犯罪に関わらないよう、非行防止啓発活動等を推進します。

8 提供区域

本計画では、「幼児期の学校教育・保育の事業量」は民生委員・児童委員協議会の活動区域や地域福祉計画・地域福祉活動計画の区域である6区域、「地域子ども・子育て支援事業の事業量」は市全域(1区域)として、目標事業量及び提供体制を設定します。



9 教育・保育の量の見込みと確保方策

人口の見込み

単位:人

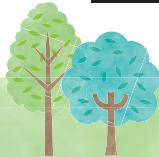
年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	1,243	1,231	1,219	1,205	1,192
1歳	1,270	1,311	1,299	1,287	1,271
2歳	1,257	1,276	1,317	1,305	1,293
3歳	1,356	1,261	1,280	1,322	1,309
4歳	1,425	1,356	1,261	1,280	1,322
5歳	1,428	1,432	1,363	1,268	1,286
6歳	1,510	1,430	1,434	1,365	1,269
7歳	1,497	1,517	1,436	1,440	1,370
8歳	1,521	1,495	1,515	1,434	1,438
9歳	1,547	1,521	1,495	1,515	1,434
10歳	1,534	1,550	1,524	1,498	1,518
11歳	1,499	1,537	1,553	1,527	1,501
合計	17,087	16,917	16,696	16,446	16,203

※コホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準にもとづき、保育の必要性を認定した上で、給付する仕組みとなっています。

認定区分	対象事業		事業の対象家庭	対象年齢
1号認定	教育認定	幼稚園 認定こども園	専業主婦（夫）家庭 就労時間の短い家庭	
2号認定	保育認定	幼稚園	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	3～5歳児 (3歳以上児)
	保育認定	認定こども園 保育所	ひとり親家庭 共働き家庭	
3号認定	保育認定	認定こども園 保育所 地域型保育		
				0～2歳児 (3歳未満児)



(1) 保育にかかる施設型給付

単位:人

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	1,725	1,284	267	1,720	1,314	264	1,717	1,329	261	1,760	1,317	258	1,840	1,303	256	
②確保方策	特定教育・保育施設	1,876	938	229	1,876	938	229	1,876	938	229	1,876	938	229	1,876	938	229
	特定地域型保育事業	0	300	76	0	300	76	0	316	79	0	332	82	0	348	85
	認可外保育施設	9	18	10	9	18	10	9	18	10	9	18	10	9	18	10
②-①過不足	160	▲28	48	165	▲58	51	168	▲57	57	125	▲29	63	45	1	68	

(2) 学校教育にかかる施設型給付

単位:人

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1号		1号		1号		1号		1号	
①量の見込み	区域内の利用希望		1,842		1,712		1,592		1,520		1,480
	市外からの利用希望		251		233		217		207		201
②確保方策	提供体制		3,270		3,270		3,270		3,270		3,270
②-①過不足			1,177		1,325		1,461		1,543		1,589

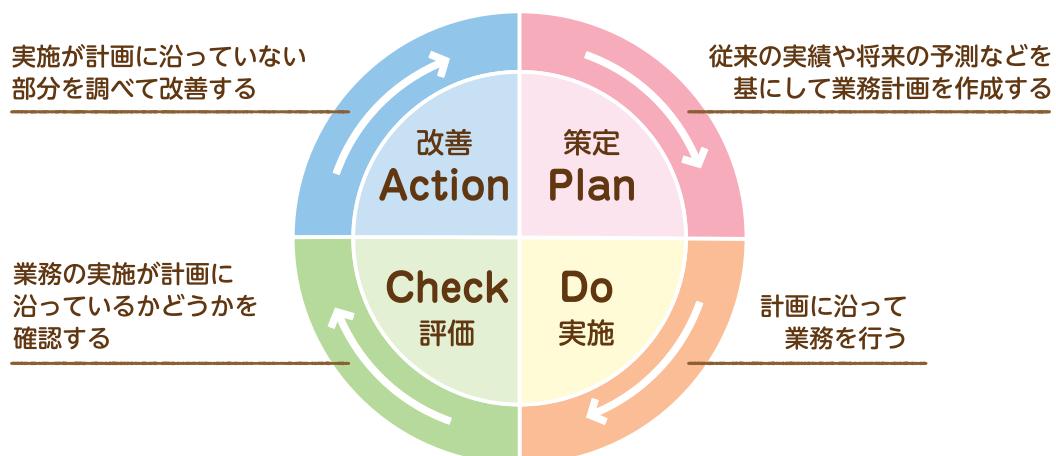
地域子ども・子育て支援事業

事業	区分	推計				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業 (設置箇所)	量の見込	4	5	5	5	6
	提供体制	4	5	5	5	6
時間外保育事業 (年間延べ)	量の見込	2,686	2,704	2,712	2,735	2,787
	提供体制	2,686	2,704	2,712	2,735	2,787
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ事業) (入室者数)	量の見込	1,582	1,601	1,630	1,660	1,643
	提供体制	1,384	1,528	1,558	1,598	1,645
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業) (人)	量の見込	27	27	27	27	27
	提供体制	27	27	27	27	27

事業	区分	推計				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業) (人)	量の見込	300	300	300	300	300
	提供体制	300	300	300	300	300
乳児家庭全戸訪問事業 (件)	量の見込	1,243	1,231	1,219	1,205	1,192
	提供体制	1,243	1,231	1,219	1,205	1,192
養育支援訪問事業 (人)	量の見込	2	2	2	2	2
	提供体制	2	2	2	2	2
	訪問回数 (延べ)	16	16	16	16	16
地域子育て支援拠点事業 (人/年)	量の見込	86,353	86,014	85,473	85,529	86,448
	提供体制	86,353	86,014	85,473	85,529	86,448
一時預かり事業 (人/年)	量の見込	15,460	15,246	15,297	15,816	15,523
	提供体制	42,755	42,672	42,755	42,890	42,890
病児保育事業 (病児・病後児保育事業) (日)	量の見込	73	73	73	73	73
	提供体制	492	492	492	492	494
ファミリー・サポート・ センター事業 (人)	量の見込	7,391	7,756	8,293	8,568	9,041
	提供体制	7,391	7,756	8,293	8,568	9,041
妊婦健康診査事業 (人・回数)	見込み量 (延べ回数)	1,243 (17,402)	1,231 (17,234)	1,219 (17,066)	1,205 (16,870)	1,192 (16,688)
	提供体制	1,243	1,231	1,219	1,205	1,192

10 計画の推進に向けて

本計画の実行性を高めるため、年度ごとに施策を点検、評価し、PDCAサイクルを活用した進行管理を行います。



第2次新座市子ども・子育て支援事業計画 概要版（令和2年度～令和6年度）

令和2年3月

[発行] 新座市

[編集] 新座市こども未来部こども支援課

〒352-8623 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

〈TEL〉 048-424-9608 〈URL〉 <http://www.city.niiza.lg.jp/>

